広報くろたき

2020年
No.454

4月号

主な内容

P 2～5　令和２年度予算
P 6　議会だより
P 8～9　黒滝村の給与・職員数
P 10～11　お知らせ
P 12　健康づくり情報
P 13　いきいき百歳体操

３月１６日（月）　黒滝中学校　卒業式

「持続可能な村づくり」の実現に向けて

令和２年度予算 主要施策の説明

一般会計	１４億３，９００万円
特別会計	５億１，９５４万円
総　額	１９億５，８５４万円

在職４年目となる令和２年度予算では、「持続可能な村づくり」の実現に向けて、削減可能な予算は削減し、重要施策に予算配分を行いました。

ここ近年、少子高齢化による人口減少に伴い、普通交付税も減額傾向であり、その減額に伴う歳出予算の見直しが喫緊の課題となっています。

財政状況を示す指標のひとつである経常収支比率は、平成29年度決算で１００．７％、平成30年度決算で１０５．９％と１００％を超える状況が続いています。これは経常的な支出が収入を上回っているということであり、更なる歳出予算の削減を行う必要があると考えています。このことに関しましては、村民の皆さまの生活にも直結する事柄でもありますので、慎重に行ってまいりたいと思います。

生活環境整備

さくら広域環境衛生組合に関しましては、令和２年度より本格的に施設整備が開始されることになり、本村負担額約２千６９０万円を計上しています。施設の竣工は令和４年度末の予定で、それまで相応の施設整備に関する負担金が必要となりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

奈良県広域消防組合負担金ですが、本年度は約４千万円増額の７千５００万円を計上させていただきました。村民の安心安全のための経費として、ご理解いただきたくお願いする所存です。

地域公共交通の確保・維持のための予算については、村ふれあいバスの運行経費や奈良交通バス路線の存続のための経費を、引き続き計上させていただきました。

また、南奈良総合医療センターをはじめとする医療機関への交通弱者対策として、タクシー利用助成制度事業と、タクシー利用事業委託料を計上させていただきました。

インフラ整備

村民生活や地域社会の経済活動を支える道路網につきまして、県道赤滝五條線の道路拡幅に向けて、昨年末より工事が着手されました。今後も奈良県による早期取組みに感謝しつつ、用地交渉等村として協力すべき行動も同様に推進し、一日も早い実現をめざしてまいります。

洞川下市線の改良に向けても、隣接する下市町、天川村との連携をさらに強化し、早期の整備実現に努めてまいります。

各区からの要望に対しましては、村道の排水路改修や緊急維持、舗装補修工事等も緊急度の高いものを優先して応分の予算を計上いたしておりますので、ご理解賜りたく存じ上げます。

簡易水道事業につきましては、昨年度策定した老朽管路耐震化基本計画に基づき令和２年度より簡易水道の改良工事を実施します。計画期間は令和10年度までの９ヵ年で、総事業費は約７億５千万円の予定です。財源につきましては国庫補助金が４割、残りを起債で賄う予定です。厳しい財政状況ではありますが、飲料水という生活に欠かせない物であり、必要最小限の範囲で実施してまいりますので、ご理解とご協力よろしくお願い申し上げます。

健康・福祉対策

恒例となっています「健康ふれあい祭り」の事業費を令和２年度も計上させていただきました。楽しい一日を有意義に過ごしていただけるよう、さらに実施内容に趣向を凝らしていく所存です。

また、「元気ふれあい活動奨励制度」についても応分の奨励金を計上いたしております。

それ以外では、昨年度より始めました「ラジオ体操」や「あいうべ体操」、また本年度からは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、全額補助の特別調整交付金を利用して、高齢者の健康寿命の延伸に向け、地域の健康課題の分析や、ハイリスクの方への個別的支援、また通いの場等への積極的な関与を行い、医療・介護・健康づくり等、高齢者に真に効果のあるサービスを提供し、健康な身体のもと元気で活発な生活を営んでいただけるよう、心より願うものであります。

医療の取り組み

地域住民の健康を保ち、安心して本村に住み続けていただくためにも、健康診断や予防医療の観点に立った身近な地域医療を推進していく必要があります。

診療所の医師については、県や南奈良総合医療センターの配慮により引き続き派遣して頂くことになりました。

南奈良総合医療センター等関係機関との病診連携など効率的な治療を行い、村民の暮らしを支える医療体制の維持・確保に寄与できるものと考えています。

産業振興・移住定住促進

基幹産業である林業振興については、私の重要政策のひとつとして、森林資源の再生をめざし、施業放置林対策を引き続き実施し、きめ細やかな補助助成事業等も継続しつつ、関係機関と連携、協同して新技術と地域資源を活用した新製品の共同開発等、積極的な取り組みを行ってまいります。

林業関係の地域おこし協力隊で、昨年10月末に任期満了となった隊員がいますが、引き続き本村に残って活躍してくれています。この３月末に任期満了を迎える隊員もいますが、引き続き本村に残って活躍していただけると聞いております。

また、新たな地域おこし協力隊員３名を確保すべく、必要経費を予算計上しています。

地域にとけ込み、もはや地域を支える要といえる作業班員や地域おこし協力隊の皆さんの、より一層の活躍を期待するとともに、今後ますますこの村になくてはならぬ存在になっていただけますよう、心より願うものであります。

昨年度に、奈良県と本村は「森と人が育む魅力ある暮らしづくり・村づくり」をコンセプトとして、まちづくりに関する包括協定を締結しました。引き続き事業を展開していくため、まちづくり計画策定委託料約６００万円を計上し、交流人口・関係人口の増加、雇用の場の創出による村の活性化、村の最大の資源である「豊な森・川」を活かした魅力の創出、安心で良質な暮らしづくりの推進を目指していきます。

保育、教育の取り組み

保育の拠点施設である「黒滝こども園」の運営について、お子さまを安心してあずけていただけますよう、園長を中心として、スタッフ一同きめ細やかな保育、指導に取り組んでまいります。

また、保育料等につきましては、幼児教育無償化を国の制度に準じ実施していますので、是非積極的なご利用をお願いしたいと思います。

未来を築くこどもたちの健全な育成は、私自身も村全体で取り組むべき最重要課題であると認識しており、給食費や社会見学、修学旅行費の無償化制度も継続するとともに、修学奨励貸付金制度の経費も同様に継続して計上してまいります。

黒滝村長

辻村　源四郎

一般会計　歳出

予算の使い道　令和２年度の主な事業

●総務費　3 億 473 万円（▲ 6.4%）

全体的な管理事務や企画、戸籍、住民基本台帳、選挙、統計調査、村有財産の管理など幅広い経費

・ふれあいバス運行委託料	921 万円
・地域公共交通確保維持対策負担金	178 万円
・通院タクシー利用助成金	120 万円
・地域おこし協力隊事業費	596 万円
・村地域活性化推進事業補助金	20 万円
・イベント実施補助金	100 万円
・起業支援補助金	200 万円
・若者定住支援金	224 万円
・空き家リフォーム工事補助金	100 万円
・空き家除却工事補助金	100 万円
・自治会活動傷害保険料	18 万円
・村広報作成料	162 万円
・村有林整備費用	300 万円
・各種基金積立金	1,742 万円
・交通安全対策費	54 万円
・電子計算機	3,609 万円
・情報通信費	217 万円

●民生費　1 億 8,760 万円（1.7%）

住民の安定した社会生活を保障するための経費で、人権啓発予算、福祉関連予算などが含まれます

・社会福祉協議会負担金	1,500 万円
・養護老人ホームへの入所措置費	1,170 万円
・障害者にかかる支援事業費	2,154 万円
・国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金	847 万円
・国民健康保険特別会計直診勘定への繰出金	1,959 万円
・介護保険特別会計への繰出金	2,732 万円
・後期高齢者医療保険への支援金	1,789 万円
・後期高齢者医療特別会計への繰出金	825 万円
・中学生以下児童手当支給費	540 万円
・村単児童養育手当（中学生までの第３子以降）	44 万円
・学童保育費	31 万円
・弔慰金	34 万円
・人権・同和対策費	79 万円
・犯罪被害者等見舞金	40 万円
・高齢者ポイント制度	28 万円
・緊急通報体制支援システム事業業務委託料	90 万円

●衛生費　1 億 8,158 万円（24.7%）

住民が健康で良好な生活を送るための経費で、住民の健康管理や病気の予防対策、ごみの処理、し尿の収集処理・管理に係る経費

・南和広域医療企業団負担金	2,175 万円
・妊婦・乳幼児・がん検診等委託費	150 万円
・健康診査委託費	126 万円
・南和広域衛生組合負担金	1,045 万円
・さくら広域環境衛生組合負担金	2,691 万円
・し尿処理委託料	336 万円
・河川及び道路清掃作業委託料	200 万円
・清掃運搬ダンプ購入費	930 万円

●その他　589 万円（10.6%）

・労働費	286 万円
・災害復旧費	2 万円
・諸支出金	1 万円
・予備費	300 万円

●教育費　1 億 6,709 万円（▲ 56.3%）

教育委員会事務局、こども園、小・中学校、人権教育、社会教育、保健体育、給食センター等にかかる経費

・入学祝金	50 万円
・高等学校自宅通学者補助金	151 万円
・修学奨励貸付金	72 万円
・修学旅行等補助金	132 万円
・スクールバス運行委託料	629 万円
・村人権教育推進協議会補助金	60 万円

●農林水産費　1 億 4,890 万円（▲ 10.0%）

農業や林業、水産業の振興に益する経費

・有害鳥獣捕獲防除対策費等	127 万円
・特産品加工用野菜生産奨励金	18 万円
・特産農林産物生産奨励費補助金	40 万円
・施業放置林整備解消関連委託料	1,158 万円
・美しい森作り基盤整備事業補助金	3,709 万円
・ヘリポート管理補助金	30 万円
・地域林業戦略推進事業補助金	200 万円
・村産材生産促進事業補助金	700 万円
・村木材産業活性化事業補助金	100 万円
・村民有林間伐促進事業補助金	300 万円
・森林組合活性化事業補助金	500 万円
・集落周辺環境整備事業補助金	500 万円
・黒滝銘木組合補助金	20 万円
・林業担い手育成強化事業補助金	540 万円
・森林組合育成補助金	300 万円
・木材産業等担い手確保対策事業助成金	30 万円
・地域おこし協力隊事業	1,990 万円
・林道新設事業費等（維持費含む）	950 万円
・漁業組合補助金	120 万円
・山村活性化支援交付金事業	872 万円

●消防費　1 億 4,158 万円（38.7%）

消防や水害、地震などのあらゆる災害に対する経費

・消防団員報酬	149 万円
・消防分団活動費	73 万円
・県広域消防組合負担金	7,500 万円
・防災行政 FM 告知機屋外拡声設備整備事業	4,624 万円

●公債費　1 億 2,585 万円（6.6%）

村の借金の返済金で、借入にかかる利子も含みます。

●土木費　9,168 円（2.6%）

道路や河川、住環境の整備にかかる経費

・道路新設改良事業（維持費含む）	4,163 万円
・河川管理費	11 万円
・住宅管理費	502 万円
・住宅整備費	1,200 万円
・地籍調査費	1,302 万円

●商工費　4,981 円（▲ 3.1%）

地場産業の振興や観光振興に使われる経費

・村商工会補助金	370 万円
・観光施設管理運営指定管理料	1,100 万円
・黒滝村観光協会補助金	30 万円

●議会費　3,430 万円（▲ 1.7%）

議会議員の報酬や議会を運営していくための経費

一般会計

令和２年度 予算

14 億 3,900 万円

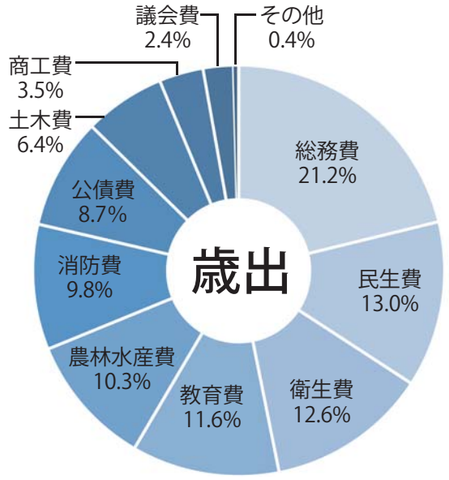

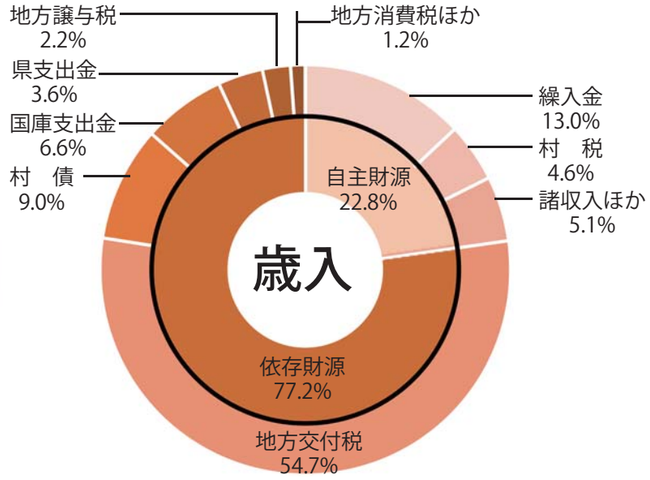

各会計の予算

会計区分	本年度予算	前年度比
▼一般会計	14億3,900万円	▲10.3%
▼特別会計	5億1,954万円	1.2%
国民健康保険事業	1億9,407万円	▲12.5%
○事業勘定	1億　993万円	0.7%
○診療施設勘定	8,415万円	▲25.3%
介護保険事業	1億5,872万円	9.2%
後期高齢者医療事業	1,841万円	4.4%
簡易水道事業	1億　152万円	112.7%
下水道事業	4,681万円	▲9.2%
全会計合計	19億5,854万円	▲7.5%

用語解説

一般会計…村の運営にかかる基本的な経費を計上した会計

特別会計…特定の事業を行うために、一般会計の歳入歳出と区別して経理する会計

自主財源…村税や使用料及び手数料など村が自ら確保できる財源

依存財源…国や県から交付されるお金や借金からなる財源

一般会計　歳入

依存財源　11 億 1,157 万円

※括弧内は前年度比

●地方交付税　7 億 8,750 万円（8.6%）
自治体間の財源の均衡を図るために交付されるお金

●村債　1 億 3,020 万円（▲ 75.7%）
事業を行うために銀行などから借りるお金

●国庫支出金　9,426 万円（31.0%）
特定の事業を行うための国からの交付金

●県支出金　5,129 万円（3.6%）
特定の事業を行うための県からの交付金

●地方譲与税　3,156 万円（163.3%）
国税として徴収され一律的に譲与されるお金

●その他　1,677 万円（13.1%）
地方消費税交付金・環境性能割交付金など

自主財源　3 億 2,743 万円

●繰入金　1 億 8,662 万円（▲ 31.5%）
基金（村の貯金）の取り崩しなど

●村税　6,682 万円（2.0%）
村民税や固定資産税など

●諸収入　5,698 万円（▲ 1.8%）
預金利子など

●分担金及び負担金　844 万円（▲ 13.5%）
預金利子など

●使用料及び手数料　745 万円（11.6%）
施設使用料・住民票の手数料など

●その他　112 万円（2.8%）
財産収入・寄付金・繰越金

※予算額は万円単位で四捨五入しており、実際の予算額と異なる場合がございます。
構成比は項目ごとに四捨五入しており、合計が 100% にならない場合がございます。

議会

第1回議会定例会

令和2年第1回議会定例会が3月6日（金）～13日（金）にかけて開催されました。
19の議案が審議され、それぞれ原案どおり可決・同意されました。審議された内容は次のとおりです。

人事案件

・**議案第1号**　黒滝村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

条例制定

・**議案第2号**　黒滝村犯罪被害者等支援条例の制定について
・**議案第3号**　黒滝村国民健康保険診療所医師住宅設置条例の制定について

条例改正

・**議案第4号**　黒滝村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
・**議案第5号**　黒滝村の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
・**議案第6号**　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
・**議案第7号**　黒滝村税条例等の一部を改正する条例について

補正予算

・**議案第8号**　令和元年度黒滝村一般会計補正予算（第4号）について
・**議案第9号**　令和元年度黒滝村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
・**議案第10号**　令和元年度黒滝村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
・**議案第11号**　令和元年度黒滝村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
・**議案第12号**　令和元年度黒滝村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

当初予算

・**議案第13号**　令和2年度黒滝村一般会計予算について
・**議案第14号**　令和2年度黒滝村国民健康保険事業特別会計予算について
・**議案第15号**　令和2年度黒滝村介護保険特別会計予算について
・**議案第16号**　令和2年度黒滝村後期高齢者医療特別会計予算について
・**議案第17号**　令和2年度黒滝村簡易水道事業特別会計予算について
・**議案第18号**　令和2年度黒滝村下水道事業特別会計予算について

その他

・**議案第19号**　黒滝村辺地総合整備計画の変更について

議会活動状況

3月

2日●第1回議会定例会　正副議長、常任委員長打合せ
6日●第1回議会定例会　開会
総務厚生常任委員会
経済建設常任委員会
9日●令和2年度予算審査特別委員会
11日●村営住宅入居者選考委員会
13日●第1回議会定例会　再開
16日●黒滝中学校卒業証書授与式
19日●社会福祉協議会役員会
23日●黒滝小学校卒業証書授与式
25日●例月出納検査
●奈良県広域消防組合に係る勉強会
●道の駅吉野路黒滝再整備計画懇話会
26日●さくら広域環境衛生組合議会臨時会

通院タクシー利用券申請受付中

令和２年度分（４月１日から利用可能）の通院タクシー利用券の新規申請・更新の受付を役場窓口にて行っております。

◆お持ちいただく物

印鑑・昨年度分の利用券の余り

※昨年度配付した緑色の利用券は令和２年４月１日以降利用できなくなります。ご注意ください。

◆お問合せ先　企画政策課

税等の納期

４月３０日（木）

軽自動車税

忘れずに
納付しましょう！

後期高齢者医療保険料率の算定について（令和２・３年度）

令和２・３年度の保険料率について

後期高齢者医療制度は、皆さんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を２年間としており、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、次のとおり保険料率の改定を行いました。

（現行）平成３０年・令和元年度		（改正後）令和２・３年度	
●均等割額	４５，２００円	●均等割額	４８，１００円
●所得割率	８．９９％	●所得割率	９．４１％

保険料賦課限度額の改定

令和２年度から国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行いました。
これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

●一人当たり上限	６２万円	●一人当たり上限	６４万円

保険料の軽減について

【保険料均等割額の軽減】

世帯の所得状況に応じて次のとおり均等割額は軽減されます。

※１　本則７割軽減の対象の方は、これまで更に上乗せして軽減（8.5割、９割）されてきましたが、令和元年度から段階的に見直しが行われています。

※２　均等割額の軽減措置のうち、５割軽減と２割軽減の判定基準所得が拡充されました。

対象者の所得要件（同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額）	均等割の軽減割合			
	本則	令和元年度	令和２年度	令和３年度
［平成30年度における8.5割軽減の区分］33万円以下	７割※１	8.5割	7.75割	７割
［平成30年度における9割軽減の区分］被保険者全員の公的年金の控除額を80万円として計算し、所得が０円となるとき		8割	７割	
33万円＋(**28.5万円**※2×世帯の被保険者数)以下	5割	5割		
33万円＋(**52万円**※2×世帯の被保険者数)以下	2割	2割		

●65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

●軽減判定は４月１日（４月２日以降に新たに加入した場合は加入した日）の世帯状況で行います。

◆お問合せ先　保健福祉課

（4）その他の手当

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価		平成30年度 支給実績	支給職員 1人当たり 平均支給年額
扶養手当	配偶者 子 父母等 ※満16歳から22歳の子1人につき5,000円加算	6,500円 10,000円 6,500円	4,279千円	186,100円
住居手当	借家・・・月額12,000円を超える家賃を支払う職員に、家賃額に応じて上限額27,000円まで支給		1,011千円	144,500円
通勤手当	交通機関利用者	1ヶ月あたり上限額55,000円まで支給	4,713千円	127,400円
	交通用具（自動車など）使用者	片道の使用距離に応じて2,000円（2km以上5km未満）から上限額31,600円（60km以上）まで支給		
管理職手当	参事 課長級 課長補佐級	給料月額の100分の10 給料月額の100分の8 給料月額の100分の6	4,679千円	260,000円

※管理職手当のみ国と異なります。

5　特別職の報酬等の状況

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

	給料・報酬	期末手当	退職手当		
			算定方式	1期の手当額	支給時期
村長	420,000円	3.35月分 平成30年度支給割合	420,000円×520/100×勤続年数	8,736,000円	任期満了時
副村長	460,000円		460,000円×330/100×勤続年数	6,072,000円	
教育長	420,000円	一般職と同じ	420,000円×240/100×勤続年数	4,032,000円	
議長	240,000円	3.10月分 平成30年度支給割合			
副議長	180,000円				
議員	170,000円				

※退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、
　1 期（4 年＝ 48 ヶ月）勤めた場合における退職手当の見込額です。
※村長の給料・報酬は条例により 3 割減となっています。

6　職員数の状況

（2）職員数の推移

（各年 4 月 1 日現在）（単位：人）

	一般行政	教育	普通会計計	公営企業等会計計	総合計
平成26年	23	10	33	6	39
平成27年	25	9	34	6	40
平成28年	25	9	34	6	40
平成29年	26	8	34	6	40
平成30年	26	9	35	6	41
平成31年	28	8	36	6	42
過去5年間の増減	5	▲2	3	0	3

※各年における定員管理調査において報告した
　部門別職員数です。

◆お問合せ先　会計課

（1）部門別職員数の状況

（各年 4 月 1 日現在）

部門		区分	職員数（人） 30年	31年	前年比	増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務	11	13	2	職員異動
		税務	3	3	0	
		民生	1	1	0	
		衛生	4	4	0	
		農水	2	2	0	
		商工	0	0	0	
		土木	4	4	0	
		計	26	28	2	
	教育部門		9	8	▲1	職員退職
	消防部門		0	0	0	
	小計		35	36	1	
公営企業等会計部門	病院		3	3	0	
	下水道		1	1	0	
	その他		2	2	0	
	小計		6	6	0	
合計			41 [50]	42 [50]	1	

※職員数は一般職に属する職員数です。
※［　］内は、条例定数の合計です。

（3）職員経験年数別・学歴別平均給料月額

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	一般行政職		技能労働職
	大学卒	高校卒	高校卒
経験年数 15年～20年未満	316,700円	286,500円	260,100円
経験年数 20年～25年未満	336,600円	302,200円	-
経験年数 25年～30年未満	364,200円	335,100円	-

3　一般行政職の級別職員数

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・主事補	5人	17.86%	146,100円	247,600円
2 級	主事	2人	7.14%	195,500円	304,200円
3 級	課長補佐・係長	10人	35.71%	231,500円	350,000円
4 級	課長・課長補佐	5人	17.86%	264,200円	381,000円
5 級	参事・課長	6人	21.43%	289,700円	393,000円

※　黒滝村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
※　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4　職員の手当の状況

（1）期末手当・勤勉手当

（平成 30 年度）

区分		黒滝村	国
1 人当たり平均支給		1,328千円	-
支給割合	期末手当	2.6月分 （1.45月分）	2.6月分 （1.45月分）
	勤勉手当	1.85月分 （0.90月分）	1.85月分 （0.90月分）
加算措置		無し	職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算　5%～20% 管理職加算　10%～25%

※括弧内は、再任用職員に係る支給割合です。

（2）退職手当

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

		黒滝村	
		自己都合	勧奨・定年
支給率（国と同じ）	勤続20年	19.66950月分	24.586875月分
	勤続25年	28.03950月分	33.27075月分
	勤続35年	39.75750月分	47.70900月分
	最高限度額	47.70900月分	47.70900月分
その他加算措置（国と同じ）		定年前早期退職特例加算措置（2%～20%加算）	
1 人当たり平均支給額		424千円	18,635千円

※ 1 人当たり平均支給額は、平成 28 年度から平成 30 年度に退職した職員に支給された平均額です。

（3）時間外勤務手当

	平成30年度決算	平成29年度決算
支給実績	3,033千円	4,524千円
一人当たり平均支給年額	304千円	348千円

村職員の給与・職員数等を公表します

黒滝村職員の給与・定数管理等の状況を知っていただくために、その概要を公表します。

1　総括

（1）人件費（平成 30 年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A
	千円	千円	千円	%
719人	1,447,241	2,809	312,015	21.56

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

（2）職員給与費（平成 30 年度普通会計決算）

職員数 A	給与費				1 人当たり給与費 B／A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
	千円	千円	千円	千円	千円
35人	119,252	20,222	43,344	182,818	5,224

※職員手当には退職手当は含みません。
※職員数は、平成 30 年 4 月 1 日現在の人数です。

（3）ラスパイレス指数（各年 4 月 1 日現在）

平成30年度	93.5
平成31年度	94.5

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を１００とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

区分	一般行政職			技能労働職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
黒滝村	円 310,300	円 388,800	43.7歳	円 260,300	円 298,200	49.6歳

※平均給料月額：平成 31 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
※平均給与月額：給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

（2）職員の初任給

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	一般行政職		技能労働職	教育職	
	大学卒	高校卒	高校卒	大学卒	高校卒
黒滝村	円 182,200	円 150,600	円 147,900	円 204,000	円 180,000
国	円 182,200	円 150,600			

経営者の退職金 小規模企業共済制度

従業員20人以下の企業の個人事業主・共同経営者・会社等役員が加入できる共済制度で、左記の2つの利点があります。

①掛金は全額所得控除で、今日からおトク

②「経営者の退職金」として受け取れて、未来もおトク

詳しくはホームページ「小規模共済」で検索してください。

◆お問合せ先 中小企業基盤整備機構共済相談室（☎０５５０－５５４１－７１７１）

誠心会 総会

◆日時 4月28日（火）
○総会 午前10時～
○演芸 午後1時ごろ～

◆場所 黒滝村農林トレーニンググセンター

※午後からの演芸会は、どなたでも観覧できますので皆さんお誘い合わせの上、お越しください。詳細は回覧板をご覧ください。

◆お問合せ先 社会福祉協議会

軽自動車税の減免

運転者が身体障がい者等である場合や、身体障がい者等のために生計同一者が軽自動車を運転する場合の税金については、身体障害者手帳等に記載の障がいの程度により減免が受けられます。

◆申請期間 4月23日（木）まで

◆必要な書類
①軽自動車税減免申請書（窓口で記載）
②自動車検査証
③身体障害者手帳等
④運転される方の運転免許証
⑤納税通知書
⑥車内の写真（車内の構造が専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車の場合）

◆お問合せ先 住民生活課

国税職員募集のお知らせ

令和2年度国税専門官採用試験

◆受験資格
①平成2年4月2日～平成11年4月1日生まれの者
②平成11年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
(1)大学を卒業した者及び令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者
(2)人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆試験の程度 大学卒業程度

◆申込受付期間
3月27日（金）～4月8日（水）
原則として、インターネット申込みとなります。

○インターネット申込専用アドレス
http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

◆試験日
第1次試験 6月7日（日）
第2次試験 7月8日（水）～7月17日（金）

◆合格者発表日
・第1次試験合格者発表日 6月30日（火）午前9時
・最終合格者発表日 8月18日（火）午前9時

◆採用予定数
・採用予定数は、人事院ホームページに掲載します。

※最新情報は人事院ホームページで確認してください。

◆お問合せ先
大阪国税局人事第二課（試験係）☎０６－６９４１－５３３１
吉野税務署総務課 ☎０７４６－３２－３３８５

明日香養護学校 学校見学会

県立明日香養護学校では、肢体不自由を有する幼児児童生徒、病弱教育対象生徒の保護者や担任に対して、本校の教育についての理解と認識を深めていただくために教育相談に応じています。また、学校見学会や体験学習を行います。

学校見学会

◆対象 肢体不自由を有する幼児児童生徒及び病弱教育対象生徒の保護者、担任、関係者

◆日時 5月22日（金）
午前9時20分～正午

第1回体験学習

◆対象 肢体不自由を有する年中児、年長児、小学5年生、6年生。中学2年生、3年生。病弱教育対象の中学2年生、3年生の保護者、担任

◆日時
○肢体不自由教育部門
●小学部 6月10日（水）
午前9時20分～正午
●中学部 6月11日（木）
午前9時20分～正午
●高等部 6月17日（水）
午前9時20分～正午
○病弱教育部門
●高等部 6月17日（水）
午前9時20分～正午

教育相談

◆日時 事前にお電話でお申し込みください。相談日は、火・水・木ですが、ご希望により調整させていただきます。（土・日・祝日は除く）

◆内容
○肢体不自由を有する幼児童生徒の就学や在宅訪問教育について、及び病弱教育対象の生徒の進学に関する相談について
○学校生活上の指導・支援について

◆お問合せ・お申込み先
奈良県立明日香養護学校
☎０７４４－５４－３３８０（担当 教育支援部）

・学校の概要については、ホームページをご覧ください。（「明日香養護学校」で検索してください。）
・学校見学会及び体験学習、相談日につきましては予定ですので、事前にご確認ください。

令和２年度 自衛官募集

区分	予備自衛官補	自衛官候補生	一般曹候補生
対象	◆一般 １８歳以上３４歳未満 ◆技能 １８歳以上で国家資格等を有する者 （資格により５３歳未満から５５歳未満）	１８歳以上３３歳未満 ※３２歳の者は、採用予定月の１日から起算して３月に達する日の翌月の末日現在、３３歳に達していない者	日本国籍を有する１８歳以上３３歳未満の者 ※３２歳の者は、採用予定月の末日現在、３３歳に達していない者
受付期間	◆第１回 １月６日（月）～ ４月１０日（金） ◆第２回 ７月１日（水）～ ９月１１日（金）	年間を通じて受付	◆第１回 ３月１日（日）～ ５月１５日（金） ◆第２回 ７月１日（水）～ ９月１０日（木）
試験日	◆第１回 ４月１８日（土）～ ４月２２日（水）のうち１日 ◆第２回 １０月３日（土）～ １０月６日（火）のうち１日	受付時にお知らせ	○第１次試験 ◆第１回 ５月２３日（土） ◆第２回 ９月１８日（金）～ ９月２０日（日）のうち１日 ○第２次試験 ◆第１回 ６月２４日（水）～ ６月２９日（月）のうち１日 ◆第２回 １０月９日（金）～ １０月１４日（水）のうち１日
試験内容	筆記試験・口述試験 適正試験・身体検査	筆記試験・口述試験 適正検査・身体検査 経歴評定	○第１次試験 筆記試験・適正試験 ○第２次試験 口述試験・身体試験

◆お問合せ先 自衛隊奈良地方協力本部 五條地域事務所
☎０７４７－２２－３７８９

ひなっこキッズ

未就園児のお子さんと、子育て中のお父さん・お母さんが気軽に集まる場です。「子育てのことを色々話したいな」「お友達ができたらいいな」と思っている親子や祖父母・妊娠中のお母さん方が気軽に来て、こども園長や保健師と一緒に遊んだり、お話をしたりしませんか？ホッと一息入れて、ゆったりとした時間をお過ごしください。

※6ヶ月以上のお子さんは、一時預かりも利用できます。

※お子さんのおやつは各自でご持参ください。

◆日時　4月21日（火）
午前10時～11時20分

◆対象者　未就園児の親子・祖父母・妊娠中のお母さん

◆場所　黒滝こども園

◆参加費　無料

◆お申込み
不要です。直接お越しください。

◆お問合せ先　保健福祉課

はつらつ教室　参加者募集

高齢者の皆さんが、いつまでも元気で、いきいきと暮していけるよう、運動機能を高める体操を中心にした介護予防教室を開催します。健康運動指導士や理学療法士、保健師など専門スタッフが行います。教室内容は、ストレッチやボール運動、椅子に座っての筋力トレーニングなど、楽しく参加していただける内容になっていますので、ぜひ参加してください。

◆開催日
5月26日～6月30日及び
9月1日～10月13日の
毎週火曜日（計12回）
※祝日は除く

◆時間
①または②のどちらかをお選びください
①午前コース
（午前9時30分～11時）
②午後コース
（午後1時30分～3時）

◆内容　介護予防に効果のある運動や健康相談、体力測定

◆場所　こもれびホール
（ふれあいバスをご利用ください。）

◆対象者　村内在住の65歳以上の方
※要介護認定を受け、要介護の方は除きます。

◆定員　各コース25名

◆お申込み先・締切
保健福祉課に電話等でお申込みください。4月10日（金）締切

妊娠判定受診料補助事業

村民税非課税世帯の住民を対象に、村が妊娠判定に要する費用（上限基準額、補助回数制限あり）を公費で負担します。申請の手続きは、保健福祉課で行ってください。

◆お問合せ先　保健福祉課

善意銀行

（2月28日受理分まで）

皆さまの善意に対して心から感謝申し上げます。

井上　忠彦　様	
父準之助氏　満中陰として	50,000円
堂原区自治会　様	
福祉に役立つように	30,000円
山本　博之　様	
妻りつこ氏　快気内祝として	30,000円

黒滝村教育委員会委員の紹介

3月6日の議会において、次の方が任命されましたので、ご紹介します。（敬称略）

○再任　辻内　郁代（中戸）

今後のご活躍をご祈念いたします。

いきいき百歳体操をしてみませんか

黒滝村では健康づくり・介護予防・地域のつながりの通いの場づくりのため、「いきいき百歳体操」の普及に取り組んでいきます。

「いきいき百歳体操」は、いすに座ってＤＶＤ映像を見ながらゆっくりと手足を動かす筋力運動です。自分の筋力や体力に合わせて、おもりを手首や足首につけて、運動することもできます。所要時間は40分です。週1回継続して行うと効果的です。

筋力は年齢に関係なく、鍛えることで強く大きく発達します。バランス能力が高まり、転倒しにくいからだを作り、骨折や寝たきり予防につながります。

決まりごと

- 65歳以上の方を含む3人以上のグループで週1回以上続ける
- 場所は集会所や老人憩いの家
- 開催時間は平日9時～15時
- ＤＶＤデッキやテレビ、椅子はグループで準備する
- 「いきいき百歳体操」ＤＶＤは貸与

やってみたいな！と興味をもたれたみなさんの集会所や老人憩いの家へ地域包括支援センターおよび保健福祉課の職員がお伺いし、「いきいき百歳体操」の説明や体験会を1時間30分程度で実施させていただきますので、ご連絡お待ちしています。

また、新しく立ち上がった体操グループへ3か月間支援させていただきます。3か月支援の期間中は、ＤＶＤデッキや椅子は貸与させていただきますので、ご相談ください。

3か月支援スケジュール

- 1週目：・教室の説明 ・いきいき百歳体操 ・職員が同行し、体力測定（いす座り立ちテスト）や元気度チェックをします。
- 2～4週目：・いきいき百歳体操 ・運動指導者による運動指導 ・職員も一緒に体操をします
- 5～7週目：・みなさんで体操を続けてください
- 8週目：・いきいき百歳体操 ・運動指導者による運動指導 ・職員も一緒に体操をします
- 9～11週目：・みなさんで体操を続けてください
- 12週目：・いきいき百歳体操 ・職員が同行し、体力測定（いす座り立ちテスト）や元気度チェックをします。

3か月以降はみなさんで体操を続けていってください。

いきいき百歳体操　あんなこと　こんなこと

2月22日、寺戸区誠心会総会にて、「いきいき百歳体操」の説明会・体験会を開催させていただきました。

開催に際して、役員の方には、時間や参加者人数の確認など入念に準備に関わっていただきました。

今回用意した椅子30脚は満席となり、参加された皆さんは、熱心に聴講、質疑応答されていました。体操体験は30分で、ご自身の体調に合わせて実施していただき、皆さん大変心地のよい表情をされていました。

後日、体操グループ立ち上げに向けて、意欲的なお言葉も聞かせていただいております。うまく進みましたら、体操グループ第1号となります。

気になられた方は、お近くのお仲間や私たち職員にお声をかけていただき、ぜひ「いきいき百歳体操」の輪をいっしょに広げていきましょう。

狂犬病予防注射　4月23日（木）

４月２３日（木）に狂犬病予防注射を行います。犬を飼っておられる方は最寄りの会場で受けてください。
※暴れたり噛み傷を与える恐れのある犬については、口輪をはめるなどの適切な処置をされたうえ、犬に慣れている方が同行してください。

○注射にかかる手数料　３，４００円
（内訳）注射手数料　２，８５０円
注射済票交付手数料　５５０円
○登録手数料　３，０００円

時間	実施場所
10:00～10:05	笠木老人憩の家前
10:15～10:20	西北様宅倉庫前
10:30～10:35	蛇ヶ谷
10:40～10:55	長瀬集会所前
11:05～11:15	粟飯谷正西寺前
11:25～11:30	御吉野（中辻銘木前広場）
11:35～11:45	堂原（桝田様宅前）
11:50～12:00	寺戸（泉の広場）
13:10～13:25	槙尾瀧光寺前
13:35～13:45	鳥住（鳥住集会所前）
13:50～13:55	脇川集会所前
14:05～14:15	川戸老人憩の家前
14:25～14:40	赤滝集会所前
14:50～15:00	上中戸老人憩の家
15:05～15:15	黒滝村役場駐車場

愛犬には登録を！

現在、犬の登録は一生に一回となっています。登録を行っていない犬は、「野犬」と判断されかねませんので、まだ登録をされていない方はこの機会にぜひ登録を行ってください。
飼い犬が死亡したとき、飼い主や飼い主の住所が変わったときは、必ず役場へ届けてください。

※犬を手放したい方は、事前に役場または吉野保健所に相談してください。なお、当日の引き取りはいたしません。

◆お問合せ先　住民生活課　☎0747-62-2031
吉野保健所　☎0747-52-0551

下市消防署からのお知らせ　林野火災の防止

この時季は空気が乾燥し火災が発生しやすい季節です。また、ハイキング・山菜取りなどで入山者が多く、特に林野での火災が多発する時期でもあります。このような林野での火災予防のため、次のことに気をつけましょう。

- 木の枝や枯れ草などをやむを得ず焼却するときは、周囲への延焼に十分注意するとともに、水バケツなどの消化の準備をすること
- 火気使用中はその場を離れず、終了後は完全に消化する
- 強風時や乾燥注意報発令中には、たき火、枯れ草などの焼却を行わない
- 山林に火入れをするときは、必ず村長の許可を受けること
- 森林の近くでタバコは極力吸わない、また吸殻は必ず消して投げ捨てない
- 火遊びは絶対しない、させない

◆お問合せ先　奈良県広域消防組合　下市消防署・黒滝分署

ケーシー先生の英語レッスン
~Casey's English lesson!~

ケーシー先生が今日から使える便利な英語を紹介します！

今月の一言 /Japanese word of the Month
咲く / blooming（ブルーミング）

“The flowers are blooming”（ザ　フラワーズ アー ブルーミング）で“花が咲いている”という意味になります。暖かくなって花が咲き始める頃なので、ぜひ使ってみましょう。

今月の写真
Photo of the Month
びわ湖バレイに行ってきました！

所得税等の申告期限が4月16日(木)まで延長されました

新型コロナウイルスの影響により、令和元度分の申告期限が令和２年４月１６日（木）まで延長されました。

延長された税目
- ●申告所得税（及び復興特別所得税）
- ●個人事業者の消費税（及び地方消費税）
- ●贈与税
- ●村県民税

◆お問合せ先　住民生活課

督促手数料の改定について　1通につき　50円→100円

黒滝村税条例等の一部改正により、令和２年４月１日以降に賦課される村税や保険料等の督促手数料が１通につき、**50円から100円に改定されました。**
督促手数料の額は、督促状の送付に要する費用を勘案して定めることとなっており、郵便料金等の物価上昇により改定されます。
納期限をご確認いただき、納期内納付をお願いします。

督促手数料が変更となるもの
- ●村税・国民健康保険税
- ●後期高齢者医療保険料
- ●介護保険料

◆お問合せ先　住民生活課　保健福祉課

てんいち先生

毎月１１日は
【人権を確かめあう日】
黒滝村人権・同和問題啓発活動推進本部

図書室だより

わかすぎふれあいセンター図書コーナーには、現在約５，３００冊の本があります。あなたの探している本もあるかもしれませんので、どしどしご利用ください。
■貸し出し日　月～金曜日（祝日は休み）
■貸し出し期間　２週間
※ただし、それ以上になる場合は、教育委員会へ連絡してください。

（絵本）ぴのちゃんとさむさむねこ　/　松丘　コウ

ぴのちゃんは、かえりみちに寒さでうずくまっているねこを見つけました。たき火で毛皮がこげてしまったというねこに、ぴのちゃんは自分の服をかしてあげようとします。
第３５回童話と絵本グランプリ絵本大賞を受賞した、ページをめくるたびに心と体が温まるすてきな絵本です。

人口・世帯数
（3月1日現在）

男	３３６人	（＋１）
女	３６３人	（＋１）
計	６９９人	（＋２）
世帯	３６１世帯	（－１）

村の施設の電話番号
市外局番（0747）

役　場　62-2031
ＩＰ電話【0747-68-9200～9203】
防災無線電話音声対応サービス（専用ダイヤル）　62-9010
教育委員会　62-2314
ＩＰ電話【0747-68-9204】
診療所　62-2747
ＩＰ電話【0747-68-9700】
歯科診療所　62-2621
デイサービスセンター（社会福祉協議会）　62-2850
ＩＰ電話【0747-68-9023】
こもれびホール　62-2280
黒滝駐在所　62-2034

観光施設に関することは、
観光施設指定管理者
（株）黒滝森物語村　62-2770

診療所　所長就任　中本（なかもと）　順（じゅん）　医師

平成３０年度から本村診療所所長として勤務されました福島功士医師が医師派遣任期２年を迎え、離任されることになりました。本村の健康保持にご尽力いただき、２年間本当にありがとうございました。４月から福島医師に代わり、**中本　順**医師が赴任されることになりました。これからのご活躍を期待しております。

ごあいさつ

４月から福島医師に代わり黒滝村診療所に勤務することになりました、中本順です。豊かな自然に恵まれた黒滝村で勤務できることを大変嬉しく思っています。地域に早く馴染み、村民の皆さまの健康を守れるようがんばっていきますのでよろしくお願いいたします。

黒滝村診療所の休診日が変わります

４月より**休診日**が

毎週水曜日に変更となりました。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力お願いします。

こんにゃく芋栽培講習会

奈良県南部農林振興事務所より講師を招いて、こんにゃく芋の栽培方法について講習会を開催します。初めての方も、改めて聞きたい方も是非ご参加ください。

◆日時　４月２４日（金）　午前９時３０分～
◆場所　わかすぎふれあいセンター

※講習会終了後に種芋の引き渡しをさせていただきます。（事前申込者のみ）

◆お問合せ先　農業委員会事務局（企画政策課内）

黒滝村村民憲章

わたくしたちは、黒滝村のよさを活かし、先人の努力に学び、知恵と心を結集し、明るく豊かで活力ある村づくりをめざしてこの憲章を制定します。

・豊かな自然をまもり、より住み良い生活環境づくりに努めうるおいとやすらぎのある村をつくりましょう。

・互いの人権を尊重しあい、やさしさとあたたかさにみちた村をつくりましょう。

・郷土の文化遺産を大切にし、若い力をはぐくみ、生涯学習のふくらむ村をつくりましょう。

・勤労を尊び、産業の振興に努め、未来を拓く活力ある村をつくりましょう。

・長寿のよろこびをみんなで支え、健康で生きがいのもてる福祉の村をつくりましょう。